

6 2023(令和5年)



あじさい

# 花みずきー



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士  
経営コンサルタント

安蒜俊雄

〒271-0046  
松戸市西馬橋藏元町93  
Phone: 047(341)8811  
Fax : 047(341)8080

6月

(水無月) JUNE

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	15	29
金	2	16
土	3	17
日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

## 6月の税務と労務

- 国 税／5月分源泉所得税の納付 6月12日  
国 税／所得税の予定納税額の通知 6月15日  
国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 6月30日  
国 税／10月決算法人の中間申告 6月30日  
国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月30日

地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

市町村の条例で定める日

労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届  
支払後5日以内

労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出) 6月30日

### ワンポイント スタートアップ創出促進保証制度

経営者保証を不要とする信用保証制度。創業予定者や分社化予定者、創業後5年未満の法人などを対象に、保証限度額3,500万円、保証期間10年以内、据置期間1年(一定要件満たすと3年)以内、信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率で、審査の上、融資が受けられます。

# 令和5年度税制改正でNISA制度が変わります

## 二 投資信託の仕組み

投資信託は、運用会社が開発する金融商品で、銀行や証券会社などの販売会社で購入することができます。投資家から支払われた申込金は信託銀行に集められ、信託銀行は運用会社の指示に基づいて運用を行います。運用会社は、決算ごとに運用報告書を発行します。

投資信託は、運用によって得られた利益を投資家に分配する「分配金」と、投資信託を換金することで生じる「譲渡益」の2種類の利益が生じます。なお、投資信託を購入した時よりも基準価額が下落したときに換金すれば、「譲渡損」になります。

投資信託など、さまざまな種類があります。それぞれメリットとデメリットがあり、大きな収益を得られるものには、それなりにリスクを伴います。

## 三 従来のNISA

金融商品には、株式や債券、投資信託など、さまざまな種類があります。それなりにリスクを伴います。

から得られた利益には、税金がかからなくなる制度です。NISAには、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAがあります。一般NISAは平成26年1月から、つみたてNISAは平成30年1月から、ジュニアNISAは平成28年4月から制度が開始されました。一般NISAは、毎年120万円分の非課税投資枠があり、この範囲内で購入した金融資産によって得られた利益については、購入した年から5年間は課税されません。120万円×5年間で最大600万円、非課税万円分の非課税投資枠があり、この範囲内で購入した金融資産によって得られた利益については、購入した年から20年間は課税されません。対象となる金融商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託などに限られます。

## 四 令和6年からスタートする「新NISA」

令和5年度の税制改正によって、NISA制度が令和6年から抜本的に拡充・恒久化されることになりました。

新しくNISA制度では、従来の「一般NISA」「つみたてNISA」が廃止され、「つみたて投資枠」「成長投資枠」になります。ただし、令和5年までに従来の制度で投資をした商品については、新しいNIS

運用を投資の専門家に任せることで、元本割れをする可能性はありませんが、株式よりもリスクは低めで、投資の初心者には比較的始めやすい金融商品です。

金融商品のうち投資信託は、運用を投資の専門家に任せることで、元本割れをする可能性はありませんが、株式よりもリスクは低めで、投資の初心者には比較的始めやすい金融商品です。

A制度とは切り離して、従来の制度における非課税措置が適用されます。なお、従来の制度における非課税期間が終了した後に、保有している金融資産を新しい制度の非課税投資枠に移すこと（ロールオーバーといいます）は、できません。

新しいNISA制度は、つみたて投資枠と成長投資枠を併用することができます。年間投資枠は、つみたて投資枠が120万円なので、合計で年間360万円まで投資することができます。年間投資枠で保有できる限度額は、つみたて投資枠と成長投資枠を合わせて1800万円までで、そのうち成長投資枠については



1200万円になります。この金額は、買付残高（簿価残高）で管理されます。  
従来のNISAでは、一度利用した非課税枠は、金融商品を売却しても再利用することはできませんが、新しいNISA制度では、金融商品を売却すると非課税枠を再利用できるようになります。

非課税保有期間に無期限になるとから、定期的に利用者の住所などを確認して、制度の適正な運用を担保することや、非課税保有限度額についての情報を国税庁が管理する制度も設けられます。また、従来のNISAを利用している人については、新制度の開始時に新しい口座が自動的に設定されるなど、新制度の手続きが複雑にならないよう手当されます。

従来のジュニアNISAについては、令和5年で終了になります。従来のジュニアNISAで投資理勘定に移管されると、商品が終了した後は自動的に継続管理されます。ただし、18歳になるまで非課税で保有することができます。

### 従来のNISAと新しいNISAの比較

金融庁資料より

従来のNISA			
	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間
非課税保有限度額	800万円	600万円	400万円
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式 投資信託 REITなど	上場株式 投資信託 REITなど
対象年齢	18歳以上	18歳以上	18歳未満

令和6年から

新しいNISA		
	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額	1,800万円（枠の再利用が可能）	1,200万円（内数）
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	従来のつみたてNISA 対象商品と同様	上場株式 投資信託など（注）
対象年齢	18歳以上	18歳以上

ジュニアNISAは廃止

(注) 整理・監理銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託などを除外

## キャッシュレス法

急速なIT化の発展やコロナ禍による非接触の機会が増えたことに伴い、人々から現金を持ち歩く習慣が減少し、クレジットカードや電子マネー、〇〇ペイなどのキャッシュレス決済が拡がっています。このような流れを受け、昨年の11月に「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（いわゆる「キャッシュレス法」）」が施行されました。

キャッシュレス法が施行された背景には、世界レベルで急速にスタンダード化しているキャッシュレス化の流れに乗っていこうという姿勢が挙げられます。もともと日本のキャッシュレス普及率は他国と比較しても低く、2018年4月に経済産業省が公表した「キャッシュレス・ビジョン」によれば、2015年時点での日本のキャッシュレス普及率は18.4%と2割にも満たないことが判明しました。政府は、この10年後とな

る2025年には、普及率を4割まで引き上げることを目標に掲げています。

キャッシュレス法の成立以前、すでに国税庁などではキャッシュレス納付を開始し、オンライン申請を行えば金融機関や税務署へ出向くことなく納付ができる便利さを謳っていました。そして、キャッシュレス法が施行されたことで、新たに車検の登録手数料やパスポート作成にかかる手数料、交通反則金などもクレジットカードや電子マネーなどを活用して納めることができます。

また、すでにキャッシュレス納付が認められている税金の納付に関して、これまでにオンライン申請の申し込みをしていなかつた場合でも、今後はキャッシュレスによる納付が認められることになります。

キャッシュレスによる支払が認められることで、市役所や区役所などの行政機関へ出向く必要性が減少し、手続きの簡略化や感染症対策の向上などの効果が期待されています。

## 家族経営協定

「家族経営協定」とは、家族で農業を営むことを一つの会社経営として捉え、経営方針などを策定することです。例えば、会社で行う人材配置のように、家族一人ひとりの農業経営における役割を分担することが挙げられます。また、農業を行う時間や休憩・休日、報酬などの就労環境を整えることも含みます。

家族経営協定を結ぶためには、まずは家族会議を実施することから始めます。経営状態や家族の状況、最終的な目標を明確にする必要があります。その上で、立ちはだかる問題点への対策としての取り組み内容を洗い出します。状況にあわせた定期的な見直しも重要なポイントです。

家族で農業を営む場合、日常生活と仕事のボーダーが不明瞭となり、さまざまな不満やトラブルの原因となりがちです。農業に対する家族の関わり方を見直し、将来の農業経営を検討する際に、家族経営協定の存在は非常に重要となるでしょう。

## プロギング

「プロギング」は、道端に放置されているゴミを拾いながらジョギングを行うという、スウェーデンで2016年に誕生したスポーツです。健康志向者に人気の高いランニングを楽しみながら、不要なゴミを撤去するという環境保護活動を行うといふことで、SDGsにも貢献する活動として世界中で人気が高まり、日本各地でもイベ

ントが催されています。プロギングには、ジョギングとゴミを拾う際にかがむというエクササイズ効果や、社会に貢献をしているという自己肯定感が得られるというメリットがあります。また、初対面同士でも共に走り、ゴミを拾うことでの自然との会話が弾み、爽快感を共有できるという効果もあることから、新たなコミュニケーションツールとして注目されています。